

猪名川町告示第70号

猪名川町老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年6月15日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要
綱

令和 8 年 6 月 1 5 日

要 綱 第 5 6 号

猪名川町老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱（平成 5 年要綱第 1 1 号）の一
部を次のように改正する。

別紙 2 中「会員加入促進活動・地域活動の再開」を「クラブ活動継続の推進」に、「イ
会員加入促進活動」を「イ クラブ活動継続の推進」に、「高齢者の社会参加を促すため
の会員の加入促進活動」を「ICT の活用促進や担い手不足への対応、感染症・熱中症対
策など継続的な活動に資する取組、高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動」
に、「ア～ウの促進を図るため」を「ア及びイの促進を図るため」に改め、「ウ 地域活
動の再開」及び「地域活動の再開やウィズコロナ時代に対応した新たな活動」を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の猪名川町老人クラブ等社会
活動促進事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

猪名川町老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改正条文	現行条文
<p>別紙2(第2条関係)</p> <p>猪名川町老人クラブ活動強化推進事業運営要領</p> <p>1 目的</p> <p>少子・高齢社会の急速な進展や、「県民の参画と協働の推進に関する条例」が制定される中、高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む共生型助け合い活動・<u>クラブ活動継続の推進</u>等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実に資することを目的とする。</p> <p>2 内容</p> <p>別紙1「猪名川町老人クラブ運営要領」により活動する老人クラブの活動の一環として、次の社会参加活動への取り組みを支援する。</p> <p>なお、支援に当たっては、社会参加活動の一層の促進を図るため、兵庫県老人クラブ連合会及び猪名川町老人クラブ連合会の一定の関与のもとでの実施を求める。</p> <p>(1) 共生型助け合い活動・<u>クラブ活動継続の推進</u></p> <p>ア 共生型助け合い活動</p> <p>子育ての相談・支援や子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動、在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わ</p>	<p>別紙2(第2条関係)</p> <p>猪名川町老人クラブ活動強化推進事業運営要領</p> <p>1 目的</p> <p>少子・高齢社会の急速な進展や、「県民の参画と協働の推進に関する条例」が制定される中、高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む共生型助け合い活動・<u>会員加入促進活動・地域活動の再開</u>等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実に資することを目的とする。</p> <p>2 内容</p> <p>別紙1「猪名川町老人クラブ運営要領」により活動する老人クラブの活動の一環として、次の社会参加活動への取り組みを支援する。</p> <p>なお、支援に当たっては、社会参加活動の一層の促進を図るため、兵庫県老人クラブ連合会及び猪名川町老人クラブ連合会の一定の関与のもとでの実施を求める。</p> <p>(1) 共生型助け合い活動・<u>会員加入促進活動・地域活動の再開</u></p> <p>ア 共生型助け合い活動</p> <p>子育ての相談・支援や子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動、在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わ</p>

改正条文	現行条文
<p>ない地域の助け合い活動</p> <p><u>イ クラブ活動継続の推進</u></p> <p><u>ICTの活用促進や担い手不足への対応、感染症・熱中症対策など継続的な活動に資する取組、高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動</u></p> <p>なお、支援対象は、<u>ア及びイの促進を図るため</u>、老人クラブへの指導・支援を行う猪名川町老人クラブ連合会に加盟する老人クラブとする。</p> <p>(2) 健康づくり(健康体操等)の実施・普及促進活動</p> <p>いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、ラジオ体操、その他の高齢者の健康づくり・介護予防のために市町が適当と認める体操等の実施・普及促進活動(原則、年間を通じて、一定の定期的活動が行われるものに限る。)</p> <p>なお、支援対象は、健康づくり活動の促進を図るため、老人クラブへの指導・支援を行う猪名川町老人クラブ連合会に加盟する老人クラブとする。</p>	<p>ない地域の助け合い活動</p> <p><u>イ 会員加入促進活動</u></p> <p><u>高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動</u></p> <p><u>ウ 地域活動の再開</u></p> <p><u>地域活動の再開やウィズコロナ時代に対応した新たな活動</u></p> <p>なお、支援対象は、<u>ア～ウの促進を図るため</u>、老人クラブへの指導・支援を行う猪名川町老人クラブ連合会に加盟する老人クラブとする。</p> <p>(2) 健康づくり(健康体操等)の実施・普及促進活動</p> <p>いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、ラジオ体操、その他の高齢者の健康づくり・介護予防のために市町が適当と認める体操等の実施・普及促進活動(原則、年間を通じて、一定の定期的活動が行われるものに限る。)</p> <p>なお、支援対象は、健康づくり活動の促進を図るため、老人クラブへの指導・支援を行う猪名川町老人クラブ連合会に加盟する老人クラブとする。</p>